

米子市監査委員告示第2号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年2月10日

米子市監査委員 住 田 篤 美
米子市監査委員 陶 山 晃
米子市監査委員 安 田 篤

1 監査の対象

- (1) 秘書広報課
- (2) 情報政策課

2 監査の範囲

主として平成27年4月1日から同年10月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成27年12月25日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・安田 篤

5 監査の主眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

6 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

7 監査対象の概要及び監査の結果

監査対象の概要及び監査の結果については、次のとおりであり、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

[秘書広報課]

1 監査対象の概要

秘書広報課の組織は別図1のとおりで、主な担当業務は次のとおりである。

- (1) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (2) 市長会に関すること。
- (3) 市長の資産等の公開に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 市政記者室に関すること。

また、平成27年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成27年10月末日現在）は別表1のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

(ア) 旅行依頼簿に記入をしていないものがあったので、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 旅費の支出について、支出負担行為として整理する時期を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 出張復命書の提出が遅延しているものがあったので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 収入に関する事務については、適正に処理されていた。

エ 交際費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ク 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ケ 負担金補助及び交付金の交付事務については、適正に処理されていた。

コ 時間外勤務手当等に関する事務については、時間外勤務等命令簿におい

て、記入がないもの及び記入を誤っているものがあったので、今後、適正に処理すること。

(2) 物品の管理事務

備品の管理に関する事務については、個別備品データ一覧表を基に、抽出により現品照合した結果、符合した。

[情報政策課]

1 監査対象の概要

情報政策課の組織は別図2のとおりで、主な担当業務は次のとおりである。

- (1) 電子自治体の推進に関すること。
- (2) 電子計算システムに関すること。
- (3) 地域情報化に関すること。
- (4) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）により市が処理することとされた鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年鳥取県条例第71号）に基づく電子証明書に係る発行手数料の指定認証機関への納付に関すること。

また、平成27年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成27年10月末日現在）は別表2のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、現金出納簿を作成していなかったため、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

ウ 収入に関する事務については、調定をしていないものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

エ 需用費に関する支出事務については、支出負担行為において、支出負担行為決議書をもって行うべきものを支出負担行為兼支出命令書をもって行っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

オ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 委託料に関する支出事務については、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

- キ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ケ 歳入歳出外現金に関する事務については、適正に処理されていた。
- コ 時間外勤務手当等に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあったので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、清算済みである。

(2) 公有財産の管理事務

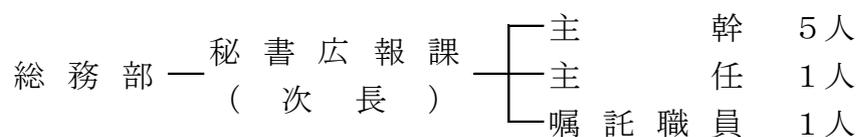
公有財産台帳の整備に関する事務については、情報政策課の公有財産台帳副本を総務管財課の公有財産台帳正本と照合した結果、適正に処理されていた。

(3) 物品の管理事務

備品の管理に関する事務については、個別備品データ一覧表を基に、抽出により現品照合した結果、符合した。

[秘書広報課]

別図1 組織図



別表1 平成27年度一般会計歳入歳出予算執行状況
(平成27年10月末日現在)

(単位 ; 円 . パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
総務費委託金	6,336,000	6,336,000	3,960,000	2,376,000	62.5	62.5
雑入	1,841,000	881,280	440,640	440,640	23.9	50.0
合計	8,177,000	7,217,280	4,400,640	2,816,640	53.8	61.0

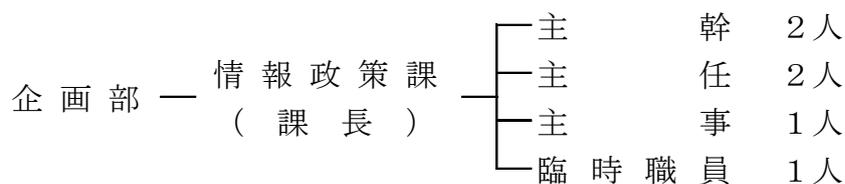
(単位 ; 円 . パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
一般管理費	8,209,760	6,447,352	6,232,871	1,976,889	75.9	96.7
広報費	22,882,000	19,112,113	10,752,484	12,129,516	47.0	56.3
企画費	901,000	900,504	450,252	450,748	50.0	50.0
合計	31,992,760	26,459,969	17,435,607	14,557,153	54.5	65.9

注) 小数点以下2位未満の端数は、四捨五入している。

[情報政策課]

別図2 組織図



別表2 平成27年度一般会計歳入歳出予算執行状況
(平成27年10月末日現在)

歳 入 (単位 ; 円 . パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
総務費国庫補助金	72,400,000	64,680,000	0	64,680,000	0.0	0.0
雑 入	19,780,000	18,275,615	1,448	18,274,167	0.0	0.0
合 計	92,180,000	82,955,615	1,448	82,954,167	0.0	0.0

歳 出 (単位 ; 円 . パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
企 画 費	215,535,600	197,990,925	69,141,790	146,393,810	32.1	34.9
合 計	215,535,600	197,990,925	69,141,790	146,393,810	32.1	34.9

注) 小数点以下2位未満の端数は、四捨五入している。